

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けた「有望区域」等の整理に係る事業者からの情報提供の受付について

2024年7月5日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

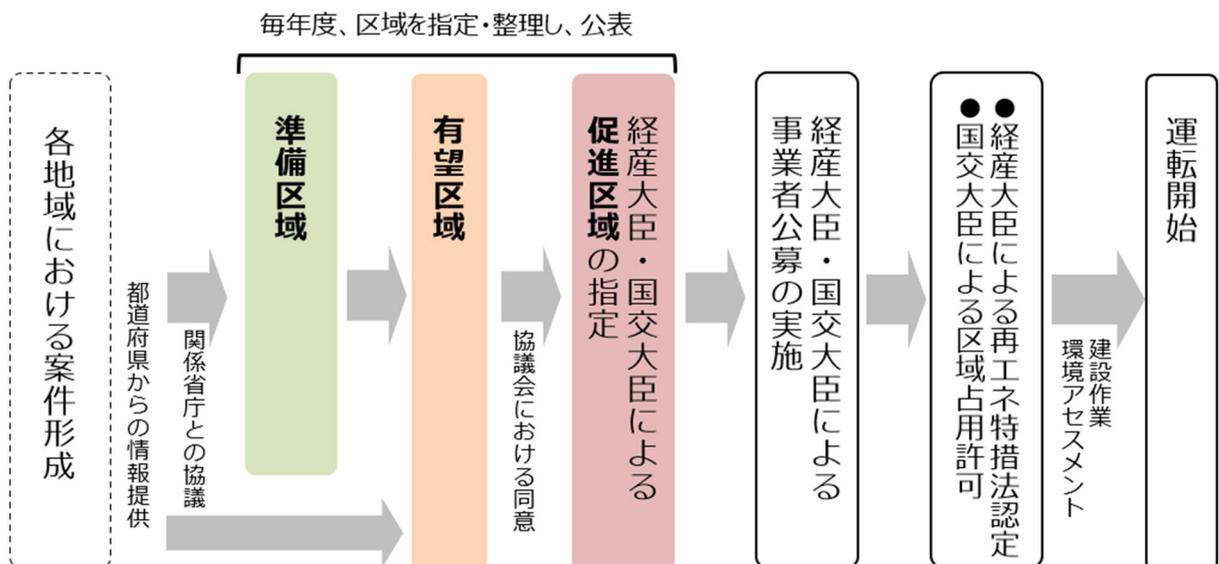
1. 情報提供依頼の趣旨

2019年4月に施行しました「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下「再エネ海域利用法」という。）においては、国が基本方針を定め、促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。また、2019年6月には「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定（2024年4月改訂）し、促進区域指定の考え方等を経済産業省・国土交通省より発信しているところです。

促進区域の指定に当たっては、ガイドラインに基づき、既存の文献やデータベースのほか、都道府県や事業者等から情報収集を行うこととしており、これらの情報を踏まえ、国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域を「有望区域」として整理しています。その整理に向けて、都道府県に対して、2024年3月1日から5月10日の期間で情報提供を依頼しました。

今回、都道府県からの情報に加えて、洋上風力発電事業を計画する事業者に対して、下記3.に記載する情報の提供をお願いするものです。

<促進区域指定・事業者公募のプロセスの流れ>



2. 情報提供依頼の対象事業者

日本国内において洋上風力発電事業を計画している事業者

※複数社でSPCやコンソーシアムを設置している（設置する予定の）事業者は代表事業者のみ提出して下さい。

3. 情報提供の内容及び提供された情報の取扱い

別紙様式（事業者情報提供フォーマット）に記載の事項について、計画中の案件（既に「有望区域」や「準備区域」として整理された区域も含む）に関する情報を差し支えない範囲で提供をお願いします。

提供いただいた情報は、原則として非公表とし、第三者委員会への諮問や政府内部（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を含む）での検討等に必要な範囲に限定して取り扱うこととします。追加で公表等が必要な情報がある場合には、事前に情報提供者に確認します。

ただし、別紙様式「3. 系統関連」のうち「受電電圧・連系点」「最大受電電力」「ファーム型接続・ノンファーム型接続の別」「運用上の制約」については、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」内の洋上風力発電関連ページを通じて公表等（※）を予定しています。また、その他の情報についても、個別の案件が特定されない形で加工・集計した情報等を公表資料に盛り込む場合があります。

※「受電電圧・連系点」及び「運用上の制約」については、情報が持つ性質等に鑑み、広く一般に公表する形ではなく、情報提供を可能とする者を定めたうえで、個別に提供することとします。当該情報の提供に係る具体的な手続については、別途、資源エネルギー庁ホームページにおいて掲載します。

4. 公募において選定事業者が承継すべき系統接続に関する整理

事業者が確保している系統のうち、6. の期間に別紙様式に基づく情報提供があり、別紙様式中の「3. 系統関連：1 2 再エネ海域利用法に基づき実施される占用公募に対して、自社が確保する系統の提供の意思や条件」において、公募に提供する意思が示されているものを、「有望区域」の整理時に確保されている系統として取り扱います。

また、各区域における系統接続の確保について、ガイドラインにおいて、（1）の「系統確保スキーム」に基づく対応を原則としていますが、令和5年6月時点で「準備区域」又はどの区域にも整理されていない地域については、以下①及び②の両方を満たし、（2）の要件に合致する場合には、事業者が確保している系統接続を活用する方式によって発電事業者公募を実施することとしています。

- ① 本手続に基づき事業者が自身で確保している系統接続を当該都道府県に相談のうえ国に情報提供し、かつ、確保した系統接続を公募に提供する意思を示していること。
- ② 都道府県が、①に該当する系統接続の活用を前提として、国に対して当該区域の情報提供を行っていること。

（1）「系統確保スキーム」として、国が当該促進区域における合理的な系統接続の方針を整理し、電力広域的運営推進機関に対して一般送配電事業者等が暫定的な連系予約を行うよう要請済、又は要請が可能な状況にあると判断できること

（2）事業者が想定される発電事業の規模につき確保している系統接続を、促進区域の指定後の占用権

の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統接続に係る契約を承継すること）を希望していること

- ▶ 事業者が想定される発電事業の規模につき系統接続を確保している場合としては、①事業者が一般送配電事業者との間で接続契約を締結している場合、②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定される。
- ▶ ②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、以下の場合等が想定される。
 - ア 当該区域において、事業者等が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、暫定的な系統容量を確保又は連系予約している場合
 - イ 電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）

なお、4. ①に該当する事業者は、当該区域に係る都道府県に対して、自身が確保した系統接続の活用を前提に都道府県から情報提供を行うこと（都道府県が情報提供書に反映して再提出すること）が可能かどうか、当該都道府県とご相談いただくようお願いいたします。

5. 情報提供の方法

必要事項を記入した別紙様式（及び添付資料）について、下記宛先のメールアドレスに電子メールでお送りください。3営業日以内に受信した旨の確認メールを返信しますので、メールの返信がない場合は電話にてご連絡をお願い致します。

【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室
国土交通省港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室

【メールアドレス】

（経済産業省）bz1-youzyouzyouhouteikyou@meti.go.jp

（国土交通省）hqt-sokushinkuiki-jouhou@gxb.mlit.go.jp

※データ容量が大きい場合（概ね8MB以上）はシステムの関係でメールが受信できないため、大容量ファイル送信サービス等を活用ください。なお、メールでの提出が難しい資料がある場合には、問合せ先にその旨をご連絡ください。内容を踏まえて対応を別途検討します。

6. 情報提供の受付期間

受付開始日 2024年7月5日（金）

締切日 2024年8月2日（金）17時必着

※令和6年の有望区域の整理時の対象となる系統情報の提供を行う場合には、上記の締切りまでに提出をお願いします。なお、情報提供自体は締切り後も随時受け付けます。

7. お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室（担当：西尾、柳、今富）

電話：03-3501-6623

国土交通省港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室（担当：川俣、安田）

電話：03-5253-8684